

大和高田市違反広告物除却推進員制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、奈良県事務処理の特例に関する条例（平成12年奈良県条例第34号）に基づき、市が処理することとされた屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第7条第4項の規定による違反広告物の除却について、市民と行政が協働して行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路上等 市内における公衆の用に供する道路及び公園並びにこれらに附属するもの
- (2) 違反広告物 法第7条第4項に規定するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等であつて、奈良県屋外広告物条例（昭和35年奈良県条例第17号。以下「県条例」という。）に違反して路上等に表示され、又は設置されたもの
- (3) 除却活動 法第7条第4項の規定に基づき、路上等における違反広告物を除去すること。

(推進団体の認定等)

第3条 市長は、次に掲げる基準を満たす団体を違反広告物除却活動推進団体（以下「推進団体」という。）として認定し、除却活動を行う事務を委任することができる。

- (1) 除却活動を適正かつ自主的に行うことができること。
- (2) 市内に在住又は在勤する20歳以上の者を団体の構成員としていること。
- (3) 団体の構成員が3名以上であること。

2 前項の規定により認定を受けようとする市民団体は、違反広告物除却活動推進団体認定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 構成員名簿（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、当該申請者を推進団体として認定したときは、違反広告物除却活動推進団体認定証（様式第3号）を交付するものとする。

4 推進団体の認定期間は、2年以内とする。ただし、更新を妨げない。

5 推進団体は、前項の規定により推進団体の認定期間を更新しようとするときは、認定期間満了の30日前までに第2項の申請書を市長に提出するものとする。この場合において、その内容に変更がないときは、同項の書類の添付は、省略することができる。

(認定の変更又は取消し)

第4条 推進団体は、認定を受けた事項を変更しようとするときは、事前に違反広告物除却活動推進団体認定変更届(様式第4号)により、市長に届け出なければならない。

2 推進団体は、解散等により存在しなくなったときは、速やかに違反広告物除却活動推進団体廃止届(様式第5号)により、市長に届け出なければならない。

3 市長は、推進団体が次の各号のいずれかに該当するときは、推進団体の認定を取り消すことができる。

(1) 推進団体から団体を解散する旨の申出があったとき。

(2) 推進団体としてふさわしくない行為があったとき。

(3) 第3条第1項各号に掲げる基準を満たさなくなったとき。

(4) 推進団体の認定期間が満了したにもかかわらず、更新の申請がなされなかったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が推進団体として不相当と認めたとき。

(推進員)

第5条 市長は、推進団体の構成員のうち相当と認める者を違反広告物除却推進員(以下「推進員」という。)に委嘱し、違反広告物除却推進員委嘱証(様式第6号。以下「委嘱証」という。)を交付する。

2 推進員は、無報酬のボランティアとする。

3 推進員の任期は、当該推進員の所属する推進団体の認定期間とする。

4 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱を解くことができる。

(1) 推進員から辞退の申出があったとき。

(2) 推進員の所属する推進団体から委嘱を解く旨の申出があったとき。

(3) 推進員としてふさわしくない行為があったとき。

5 前条第2項の規定により推進団体が廃止されたとき又は同条第3項の規定により推進員が所属する推進団体の認定が取り消されたときは、推進員に対する委嘱は解かれたものとする。

6 推進員は、任期が満了し、又は委嘱を解かれたことによりその身分を失ったときは、当該推進員は、委嘱証を市長に返却しなければならない。

(推進団体の活動)

第6条 推進団体は、当該団体に所属する推進員に、除却活動をさせることができる。

2 推進団体は、法、県条例及び同施行規則のほか、次に掲げる事項を遵守して除却活動を行わなければならない。

- (1) 安全を確保するため2名以上で活動すること。
- (2) 委嘱証を携帯すること。
- (3) 除却活動中に事故等が発生したときは、速やかに市長に報告し、必要に応じて活動地域を所轄する警察署に通報すること。
- (4) 広告物が除却対象であるかどうかについて疑義が生じたときは、市長に連絡し、指示を受けること。

3 推進団体は、当該団体に所属する推進員が除却活動をしようとするときは、除却活動計画書(様式第7号)を当該活動の1週間前までに市長に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(除却した違反広告物の一時保管等)

第7条 推進団体は、除却した違反広告物(はり紙を除く。)を市長に引き継がなければならない。ただし、速やかに当該違反広告物を引き継ぐことができない場合は、推進団体が所有又は管理する場所にこれを一時保管することができる。

2 推進団体は、除却活動終了後、速やかに除却活動報告書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(講習会)

第8条 市長は、推進員が除却活動に関し、必要な知識の習得が図れるように、次の各号に掲げる事項について講習会を開催する。

- (1) 法、県条例に関すること。
- (2) 違反広告物に関すること。
- (3) その他除却活動に関すること。

(推進団体の責務)

第9条 推進団体の代表者は、所属する推進員がこの告示に反して除却活動をすることのないように監督しなければならない。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

違反広告物除却活動推進団体認定申請書（新規・更新）

年 月 日

大和高田市長 殿

代表者氏名

住所

電話番号

下記の団体を違反広告物除却活動推進団体として認定願います。

記

団体名

注意事項

- 1 違反広告物除却活動推進団体として認定されるためには、構成員3名以上の在籍が必要です。
- 2 申請者には次の図面等を添付してください。ただし、更新の場合は不要です。
 - (1) 構成員名簿（様式第2号）
 - (2) 活動地域を示す図面
 - (3) 除却物件の一時保管場所を示す図面

様式第2号（第3条関係）

構成員名簿

団体名		構成員数	名
番号	氏名	連絡先（自宅又は勤務・通学先）	委嘱証発行 確認欄※
	生年月日		
1		住所	
		電話	
2		住所	
		電話	
3		住所	
		電話	
4		住所	
		電話	
5		住所	
		電話	
6		住所	
		電話	
7		住所	
		電話	
8		住所	
		電話	
9		住所	
		電話	
10		住所	
		電話	
11		住所	
		電話	
12		住所	
		電話	

※委嘱証発行確認欄は、空白のまま提出してください。

様式第3号（第3条関係）

違反広告物除却活動推進団体認定証

年 月 日

様

大和高田市長

印

貴団体を違反広告物除却活動推進団体に認定します。

認定期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第5号（第4条関係）

違反広告物除却活動推進団体廃止届

年 月 日

大和高田市長 殿

団体名

代表者氏名

住所

電話番号

下記のとおり違反広告物除却活動推進団体の活動を廃止しましたので、届け出ます。

記

- 1 廃止日 年 月 日
- 2 廃止理由

様式第 6 号（第 5 条関係）

（表）

第 号	
違反広告物除却推進員委嘱証	
氏 名	
生 年 月 日	
所属団体名	
上記の者は、屋外広告物法第 7 条第 4 項の規定により違反広告物の除却を行うことを委嘱した者である。	
年 月 日交付	
大和高田市長	印

（裏）

《注意事項》
1 除却活動をする際は、この委嘱証を携帯してください。
2 関係人の請求があったときは、この委嘱証を提示してください。
3 本証は、他人に貸与又は譲渡することはできません。
4 本証を紛失、汚損又は破損したときは、直ちに届け出て、再発行を受けてください。
5 除却活動中に事故等が発生したときは、現場での処理は行わず下記へ連絡してください。
大和高田市 ○○部○○課
TEL

除却活動計画書

大和高田市長

殿

団体名

代表者氏名

連絡先

除却活動を下記のとおり実施します。

記

1 実施日時	年 月 日 () (午前・午後) 時 分 から (午前・午後) 時 分まで
2 実施地域	
3 参加予定者数	合計 名
4 除却した 違反広告物の 保管方法	
5 備 考	

※ 除却活動に当たっては、広告物の表示内容により除却の是非を決するなど、恣意的な活動をしないよう留意すること。

※ 除却活動に当たっては、関係法令を遵守すること。

除却活動報告書

年 月 日

大和高田市長 殿

団体名

代表者氏名

連絡先

年 月 日（ ）に実施した除却活動の実績について、次のとおり報告します。

1 参加者数 名

2 はり紙

番号	主な広告主	数量	番号	主な広告主	数量（枚）
1			6		
2			7		
3			8		
4			9		
5			10		

3 はり札等、広告旗及び立看板等

番号	主な広告主	設置場所	数量（枚）		
			はり札等	広告旗	立看板等
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					